



消防用設備等の点検について

～消防用設備を適切に維持管理しましょう!～



定期点検していますか？



煙感知器の一例



熱感知器の一例



火災から生命や財産を守るため、建物には自動火災報知設備や消火器・スプリンクラー設備など各種消防用設備が設置されています。これらの消防用設備は火災が発生した際に確実に機能を発揮するように日頃の維持管理が重要であり、その点検と結果報告が義務づけられています。（消防法第17条3項-3）
虚偽の報告や点検の未実施等は法により罰せられてしまいますのでご注意ください。

点検・報告を行う義務のある方

所有者

オーナーの方など

管理者

ビル管理会社
・建物の管理を
委託されている方など

占有者

テナント・建物又は
部屋を借りている方など

点検が必要な建物

特定防火対象物

延べ面積1,000m²以上
飲食店、百貨店、旅館、
ホテル、病院など

非特定防火対象物

延べ面積1,000m²以上
共同住宅、学校、工場、
倉庫、事務所など

屋内階段(避難経路)が
1つの特定防火対象物
(全体の収容人員
30人から300人)

消防設備点検の流れ



お客様



点検資格者



点検を依頼する



見積後、スケジュールを決めます



点検をします(所要時間:1~3時間)

* 1000㎡未満の場合



点検報告書を作成します



点検結果を確認する



消防署に報告書を提出します

消防用設備等の点検結果を報告し
なかつたり虚偽の報告をした者には

消防法により

罰金最高

30万円

又は拘留が科せられる場合があります!

点検・報告
していない!



お気軽にご相談ください

山陽通信工業株式会社

〒733-0003 広島市西区三篠町2丁目13-32
TEL : 082-238-4300 FAX : 082-238-4837
URL : <http://www.sanyotsushinkogyo.co.jp>
e-mail : info@sanyotsushinkogyo.co.jp

